

D P C対象病院の合併等に係る手続きの取扱いについて（案）

1. 概要

- D P C制度においては、D P C対象病院の合併、分割又は一定程度の病床数の変更の予定があり、変更後もD P C制度への継続参加を希望している場合は、D P C制度への継続参加の可否について厚生労働省保険局医療課（以下、「医療課」という。）において確認を行い、分割又は病床数の変更の場合には、中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとなっている。
- 手続きに当たっては、D P C対象病院の要件の確認や機能評価係数の再設定等のため一定の審査期間を要することから、変更予定の6か月前までに、医療課へ申請書を提出することとしている。
- 令和5年5月の中医協総会において、当該申請手続きについて遺漏が発生したことを踏まえ、その取扱いについて、入院・外来医療等の調査・評価分科会で検討を求めるとされた。

2. 入院・外来医療等の調査・評価分科会での検討について

- 入院・外来医療等の調査・評価分科会においては、以下のような意見があった。
 - ・ D P C制度の趣旨を踏まえた手続きの必要性を含め、手続きに係るルールの周知が不足しているのではないか。
 - ・ 申請手続きに遺漏があった場合については、まず事務局として個別に指導する等の対応を行うべきではないか。また、コーディング等、D P C制度の運用において重要な点も含め、D P C対象病院を対象とした制度の周知、理解の場を設けるべきではないか。
 - ・ 申請手続きの遅延については、今後も地域医療構想の議論が進んでいく中で、病床再編の詳細が直前まではっきりしないケースもあると考えられることから、D P C制度への継続参加を認めない、医療機関別係数を下げるといった対応は現実的でないのではないか。

3. 対応（案）

- 入院・外来医療等の調査・評価分科会における指摘事項も踏まえ、D P C対象病院を対象とした、合併等に係る手続きも含むD P C制度の周知の場を設けるとともに、手続遺漏が認められた医療機関については、個別に指導を実施してはどうか。
- また、手続遺漏を未然に防ぐために、申請手続のシステム化について検討してはどうか。